

ちょうせい



特集

担当審査官が語る公害紛争事件

スパイクタイヤ粉じん被害等調停事件

誌上セミナー「騒音・低周波音について」第1回

音に関する基礎知識

ネットワーク

最前線紹介

500年の想いを胸に [山梨県甲府市]

がんばってまーす

日々悪戦苦闘していますっ!! [京都府長岡京市]

円満円滑でお願いします。 [佐賀県伊万里市]

政策紹介

レジ袋有料化について [環境省]



武田信玄公像（写真提供：山梨県甲府市）



伊万里トントン祭り（写真提供：佐賀県伊万里市）

Contents

2 担当審査官が語る公害紛争事件 スパイクタイヤ粉じん被害等調停事件 について

弁護士(元公害等調整委員会事務局審査官) 大和 陽一郎

6 誌上セミナー「騒音・低周波音について」(第1回)

*音に関する基礎知識

公害等調整委員会事務局

<ネットワーク>

10 最前線紹介

*500年の想いを胸に

甲府市環境部環境総室環境保全課

12 がんばってまーす

*日々悪戦苦闘していますっ!!

長岡京市環境経済部環境政策室総括主査
大西 将史

*円満円滑でお願いします。

伊万里市市民部環境課生活環境係
寶蔵寺 慎太郎



ひょう 秘窯の里 大川内山 (写真提供：佐賀県伊万里市)



八条ヶ池のキリシマツツジ (写真提供：京都府長岡京市)

16 レジ袋有料化について

環境省 環境再生・資源循環局総務課 リサイクル推進室

22 東京国際空港航空機騒音調停申請事件の終結について

公害等調整委員会事務局 ※

23 公害等調整委員会の動き(令和2年1月～3月)

公害等調整委員会事務局 ※

26 都道府県公害審査会の動き(令和2年1月～3月)

公害等調整委員会事務局 ※

※印の記事は転載自由です。

表紙の写真 朝焼けの金峰山^{きんぶさん} (写真提供：山梨県甲府市) <関連：10 ページ>

山梨県と長野県との県境に位置し、日本百名山の1座である金峰山(標高2,599m)は、甲州御岳山とも呼ばれ、富士山と同様に、古くから山岳信仰における修験の地でありました。山頂では、直立する五丈岩^{ごじょういわ}とともに、修験道の開祖、役小角^{えんのおづね}が蔵王権現^{ざおうごんげん}を祀った石祠を見ることができます。今日では、全国各地から多くの方が、この金峰山に登り、甲府盆地とその彼方にそびえる富士山の眺めを満喫しています。

スパイクタイヤ粉じん被害等調停申請事件について

弁護士(元公害等調整委員会事務局審査官)
大和 陽一郎

スパイクタイヤ粉じん被害等調停申請事件(概要)

昭和 62 年 4 月、長野県在住の弁護士 62 人が、長野県知事に対し、スパイクタイヤメーカー 7 社を相手方として、スパイクタイヤの使用によって生ずる粉じんの被害の発生を防止するため、スパイクタイヤの販売停止（後に製造・販売停止に申請内容を変更）を求める調停を申請しました。

その後、本事件は公害等調整委員会に引き継がれるとともに、東北 6 県及び北海道の弁護士等 207 人が参加人として加わり、調停が進められた結果、昭和 63 年 6 月に、一定期間後にスパイクタイヤの製造・販売を中止する等を内容とする調停が成立しました。

この調停成立を契機として、昭和 63 年 8 月に環境庁長官がスパイクタイヤの使用禁止を法制化する方針を明らかにするなど、スパイクタイヤ問題への対応が進み、平成 2 年 6 月にスパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律が国会で成立しました。

はじめに

この事件は、多数の弁護士が自ら申請人となり、国内の大手メーカー 7 社を相手として調停を申請した事件で、その内容の与える衝撃と、申請人の数の多さや地理的広がりもあって(申請の第 1 陣は長野県在住の 62 人の弁護士ら、第 2 陣は東北 6 県の 57 人の弁護士ら、第 3 陣は北海道在住の 150 人の弁護士らが加わりました。)、当初から社会の注目を集めていました。

昭和 62 年 4 月に最初の申請があって以降、約 1 年後の昭和 63 年 6 月 2 日成立したこの調停には、全国紙、キーテレビ局はもとより、地元の新聞社や全国の週刊誌等、合計 40 社を優に超える報道陣が当時の総理府(以下、全て当時の名称で述べます。)の広い会議室に押し掛けました。

記者会見には当時の稲橋事務局長が応対し、担当審査官である私も同席しました。おびたしい数のフラッシュを浴びたことは、後にも先にもない貴重な経験でした。

記者からの質問は極めて好意的な内容であり、例えば合意形成に至る経過等について質問が及べば、裁判経験のある私が、訴訟と調停手続の違いや調停の本旨を説明して「そのような御質問にはお答えできない。」と回答する予定でしたが、



著者(大和陽一郎氏)

記者たちも心得ていて、そのような質問は一切ありませんでした。

この事件の特徴は、次の 3 点にあります。

1. 「民事上の紛争」への柔軟な対応

第 1 は、そもそもスパイクタイヤによる粉じん被害を理由に、スパイクタイヤそのものの製造・販売の全面禁止を求める請求権があるか、という問題をクリアしたことです。

自動車の騒音を理由に、自動車の製造・販売の全面禁止を求めることができるのでしょうか。まして、スパイクタイヤによる粉じんによって、どのような健康被害が発現するかについては、当時は未だ医学的証明ができていない状況でした。

一般に民事裁判では「請求権の存否」が厳しく問われますが、調停手続では、当事者が円満に話し合いをする機運さえあれば、請求権の存否は措いておいて、まずは話し合いの手続を進めることが可能です。まして公調委は、裁判所とは異なり、公益的で広範囲に社会的影響が及ぶ案件について、行政機関としての柔軟な対応をすることができます。

そこで、公調委も本案件を受理し、合意の成立に向け、鋭意、手続を進めました。

ただ、健康被害との因果関係は証明されていませんでしたので、調停条項の第1項でも「健康への影響も憂慮され」という慎重な文章表現にしています。

調停条項

1 当事者双方及び参加人らは、スパイクタイヤの使用による粉じんの発生が、地域住民の生活環境を悪化させるのみならず健康への影響も憂慮され、さらには道路施設の摩耗及び道路標示の消失を招くなど、社会的に極めて重要な問題を引き起こしているため、これを解決するために、国及び地方公共団体、タイヤメーカー、ドライバー、住民などが一体となって取り組むことが必要であるとの共通認識に立ち、

被申請人は、昭和65年12月末日限り、スパイクタイヤの製造を中止し、昭和66年3月末日限り、同タイヤの販売を中止するものとする。

2 申請人及び参加人らは、国や地方公共団体に働きかけ、スパイクタイヤの使用禁止に関する法制化及び行政施策が図られるよう最善の努力をするものとする。

3 被申請人は、スタッドレスタイヤ等の開発・普及を図るとともに、タイヤ性能等に関する資料を申請人及び参加人らに提供する。

2. 紛争処理機関による情報収集

第2の特徴は、スパイクタイヤの製造・販売に関わる所轄官庁（当時6省庁ありました。）の取組状況を把握した上で、調停案の作成に取り掛かったことです。

私は、本調停手続を進めるに当たって、当時の勝見委員長から、真っ先に関係6省庁の取組状況を見てくるようにとの指示がありました。さっそく私は関係6省庁を回り、各本省の担当課長と直接会合して多方面にわたる様々な話を伺ってきました。このこと一つをとっても、裁判所の調停手続とはずいぶん様相が違います。裁判所では、調停期日において双方当事者の面前で現れた資料が全てであって、当事者の意向とは関係ないところで、事前に裁判所が資料集めをするなどあり得ないことです。裁判所には、常に「裁判の公正・中立」が求められているからです。この点も、行政機関の一つである公調委の大きな特性を生かした対応でした。

関係6省庁の中で、本調停の申立てに基本的に賛成したのは環境庁ですが、従来から交通安全のためにスパイクタイヤの装着を推奨してきた警察庁はもとより、バス・トラック等大型自動車については未だスパイクタイヤに代わるスタッドレスタイヤの開発が十分に行われていないことを懸念する運輸省、消防自動車やパトカー・救急車のような緊急自動車には例外措置が設けられないかという自治省、スパイクタイヤによって削り取られる道路施設や道路標識（センターラインや交差点の停止線等）の補修工事を担当する建設省、国内タイヤメーカーの保護と輸入タイヤの量的規制のバランスを常に念頭に置いている通産省というように、公害予防という総論には賛成でも、具体的方策となるとその実施は容易ではないとの意見が多々あることが分かりました。

本調停条項第1項の「健康への影響も憂慮され」の後に「さらには道路施設の摩耗及び道路標

スパイクタイヤ粉じん被害等調停申請事件

示の消失を招くなど、社会的に極めて重要な問題を引き起こしている」と表記されているのも、関係6省庁の取組状況を見た上での意見表明です。

そして、調停委員会は、以上のような諸事情を十分に参酌した上で、将来の公害発生の予防と環境保全を前面に打ち出す形で、3年間の猶予期間を設けてスパイクタイヤの製造・販売を中止するという調停案を作成し、当事者双方に提示しました。

事件の主な経過	
S62.4	長野県在住の弁護士 62 人が長野県知事に対し、スパイクタイヤメーカー7社を相手方として、長野県内におけるスパイクタイヤの販売停止を求める調停を申請
S62.5 ～ S62.10	長野県知事は8回に及ぶ調停期日を開催したが、申請人・被申請人双方から公調委への事件の引継ぎの要望があった。
S62.10	長野県知事から公調委に対し、事件の引継ぎの要望し、公調委は引継ぎを決定
S62.12	第1回調停期日を開催 申請人から調停申請の変更申請書が提出され、スパイクタイヤの全国的な製造・販売停止という内容に申請を変更
S62.12	東北6県在住の弁護士等 57 人が事件への参加申立て (⇒S63.1 許可)
S63.2	北海道在住の弁護士等 150 人が事件への参加申立て (⇒S63.3 許可)
S63.2	長野県内での現地調査を実施
S63.6	第5回調停期日を開催 ①申請人及び参加人ら並びに被申請人スパイクタイヤメーカーに調停案を提示 ②当事者双方及び参加人らの合意により、平成2年12月末日限りスパイクタイヤの製造を中止し、平成3年3月末日限り同タイヤの販売を中止する等を内容とする調停が成立

3. スパイクタイヤの製造・販売の一律全面的中止

第3に、本調停条項の特徴は、何といても、一切の例外なしにスパイクタイヤの製造・販売を一律全面的に中止することをうたったことです。大型自動車や緊急自動車についても例外とはしませんでした。

他方で、交通安全をいかに守るかという問題は、個々のドライバーへの安全運転の啓発や、国及び各地方公共団体の取組に委ねることとし、公害発生の予防と環境保全の実現を優先させる調停条項に仕上げました。本調停条項第1項に、国、地方公共団体、タイヤメーカーと並んで「ドライバー」を掲げているのも、この問題を意識した内容なのです。

当委員会の調停案を双方当事者に示したとき、真っ先に驚嘆の声を上げたのは、申請人側の弁護士でした。後日、その弁護士の一人が私のところに面会に来て、「よもや国の一機関である公害等調整委員会が、このような画期的な調停案を示されるとは予想もしていませんでした。本当にありがとうございました。」と満面笑みを浮かべて話してくださいました。

6月11日付けの朝日新聞「天声人語」は、本調停を「歴史的な四大公害訴訟の苦い例にみるように、これまでの公害病の対策はたいてい後追いだった……ともすると車優先の世の中で、その便利さにブレーキをかけても守るべきものがあることをはっきりさせた」と評価していました。

この調停は、公調委に携わる私たちにとって誠に貴重な経験をさせていただくものでした。いつまでも記憶に残る調停です。

(追記)

スパイクタイヤをめぐる調停事件は、その後、平成元年に入り、国を相手とする「スパイクタイヤ使用禁止等」に係る適切な措置を講ずることを

求める調停申請がなされ、平成2年6月に「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」の成立を見た後、平成3年3月調停申請取下げに至るまで続きました。そして、現実には、国内タイヤメーカー7社によるスパイクタイヤの製造は平成2年12月31日に、その販売は平成3年3月31日にそれぞれ全面中止されました。



【スパイクタイヤにより削られた舗装道路の粉じんが舞い上がる町並み】写真提供：朝日新聞社

スパイクタイヤ使用禁止の法制化の経過	
S63.8	環境庁長官はスパイクタイヤの使用禁止を法制化する方針を表明
H1.8	長野県の弁護士グループ73人が公調委に対し、国（環境庁長官ほか関係大臣）を相手方として、スパイクタイヤの製造、輸入、販売及び使用を全面的に禁止する等の適切な措置を講ずることを求める調停を申請
H2.4	環境庁長官が中央環境審議会に対し、「スパイクタイヤ粉塵の発生防止のための制度の基本的な在り方」について諮問 同日、同審議会は、本問題の抜本的解決のためには、スパイクタイヤ粉じんの発生を防止するための法制化が必要であること等を答申
H2.5	環境庁は「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律案」を国会に提出
H2.6	第118回国会においてスパイクタイヤの使用規制に関する法律が可決・成立（H2.6.27公布・施行）
H3.3	法律の成立を受けて、長野県及び北海道の申請人らは、調停申請を取下げ
※国内7メーカーは、平成2年12月31日までに製造を中止し、平成3年4月1日以降の販売を中止した。	

【参考資料】

スパイクタイヤ粉じん被害等調停申請事件については、以下の公害等調整委員会ホームページを御参照ください。

- ・ 事件の概要等

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/activity/spiketire.html>



- ・ 平成30年度公害等調整委員会年次報告

<https://www.soumu.go.jp/main/content/000624184.pdf>



騒音・低周波音について

第1回：音に関する基礎知識

公害等調整委員会事務局

■はじめに（本セミナーの目的）

典型7公害のうち苦情件数の約3割を占める騒音については、その発生源が航空機や鉄道などの広域にわたるものから、隣家の室外機によるものまで、その発生源や範囲は多岐にわたります。その解決に向けては、これまでの専門領域による知見やそれに裏付けられた制度、更には様々な取組により得られた経験などを総合的に活用することが求められます。

本セミナーでは、公害等調整委員会事務局の職員が公害紛争処理の実務を通じて得られた知見を、地方公共団体の公害関連部局において新たに担当される職員の方に向けて、騒音・低周波音の問題に関する実務を行う上で理解が望まれる内容を分かりやすく解説します。

なお、この「誌上セミナー」については、今後連載を予定しておりますので、是非、御活用ください。

1 音について

(1) 音の3要素

音は、空気を介した疎密波といわれる縦波である。この縦波は、あたかも上下に振れている波のように変換したグラフとして表すことができる（図1）。

音は、「高さ」「強さ」「音色」の3要素によって決まるが、このうち「高さ」については、この波の長さに相当する「波長」の長さによって決まるものであり、数値として示す際には、1秒間に何回分の波が振動するかという、周波数（単位は「Hz」（ヘルツ））として表される。この周波数が大きい音ほど高い音になる。

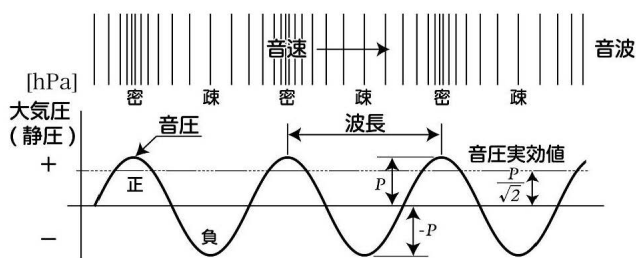


図1 音の模式図

通常、人が聞こえる周波数は、概ね20～20,000Hzと言われているが、我が国では約100Hz以下の音を低周波音と呼んでいる。また、そのうち約20Hz以下の音は人の耳では特に聞こえにくい、物の振動を引き起こし得る音であり、超低周波音と呼ばれている。

(2) 音の強さ・音圧・音圧レベル

先ほどの図1で表される波の高さに当たる「振幅」が、音の「強さ」に相当する。この音の「強さ」の量を数値として示す際は、まずは「音圧」として、圧力の基本単位である「Pa」（パスカル）¹を用いて表すことができる。このとき、人が聞くことができる最小の可聴音となる音圧は、0.00002Paとされている。

音の「強さ」は、この「音圧」の2乗に比例する性質がある。このため、音の「強さ」を表す際に、最小の可聴音となる音圧（0.00002Pa）の何倍に相当するかを計算し、更に2乗した数値を対数変換した上で10倍した数値に換算する方法で表すことにより、最小の可聴音から、ジェットエンジン付近の

¹ 1気圧は約1,000hPa（100,000Pa）。

音までの音の強さを 0~120 程度の範囲で分かりやすく示すことができる。この方法により表される音の強さのことを「音圧レベル」と呼び、単位は「dB」（デシベル）により表されるが、最小可聴音との比較により算出される値であるため、無次元の単位である。

ここで、音圧 (A [Pa]) から、音圧レベル (L [dB])

を算出する計算式と、音圧と音圧レベルの数値を比較した表を示す (表 1)。

$$L[\text{dB}] = 10 \times \log_{10} \left(\frac{A}{A_0} \right)^2 \quad (A_0 = 0.00002[\text{Pa}])$$

音圧: A [Pa]	0.00002	0.0002	0.002	0.02	0.2	2	20
$(A / A_0)^2$ [-]	1	100	10000	10^6	10^8	10^{10}	10^{12}
音圧レベル: L [dB]	0	20	40	60	80	100	120

表 1 音圧と音圧レベルの数値の比較

音圧レベルにより音の「強さ」を表す方法は、音圧レベルの数値と騒音の状態を関連づけて理解しやすくできる反面、数値が対数変換などを行うことにより算出されるため、計算の背景を理解していないと誤解が生じることも起こり得る。例えば、60 dB を発する室外機が 2 台あると、何 dB になるかという問題があるとすると、その答えは約 3 dB (正確には、 $10 \times \log_{10} 2$ dB 分) 上昇して約 63 dB ということになる。

音圧レベルの補正には、他にも大きな音の聴感と近似した比較的平坦な補正曲線である C 特性や (図 2)、超低周波音の評価のために用いられる G 特性がある。

2 周波数重み付け特性と時間重み付け特性

(1) 周波数重み付け特性

人の耳は、同じ音圧レベルの音であっても周波数によって聞こえ方が異なり、特に低い音には感度が悪いという特性がある。このため、人の耳の感覚に近づけるべく、低い周波数帯の音には感度を低く考慮するなどの補正を行ったものが A 特性になり、図 2 で示されるような補正を行った「音圧レベル」を「騒音レベル」と呼んでいる。

(2) 時間重み付け特性

また、刻々と変化する音環境を、騒音計を用いて測定する際には、急激な音の変動を緩やかに変化しているように表示するために、変化に対する応答時間を軸とした補正も行われている。この時間重み付け特性には、反応時間を 0.125 秒と速い (Fast) 時定数とする場合と、1 秒と遅い (Slow) 時間に設定できるが、公害としての環境音の測定を行う場合には、「Fast」と設定することが適当である場合が多い。

3 様々な騒音レベル

様々な騒音を測定した結果としての騒音レベル値を示す際に、その算出の方法により、いくつかの方法がある。ここでは、公害としての騒音において頻繁に扱われている算出の方法について紹介したい。

(1) 最大/最小騒音レベル (L_{\max} 、 L_{\min})

最大騒音レベル (L_{\max}) は、測定時間内における最大となる騒音レベルを表し、同様に最小騒音レベル (L_{\min}) は、最小となる騒音レベルを表す (図 3)。

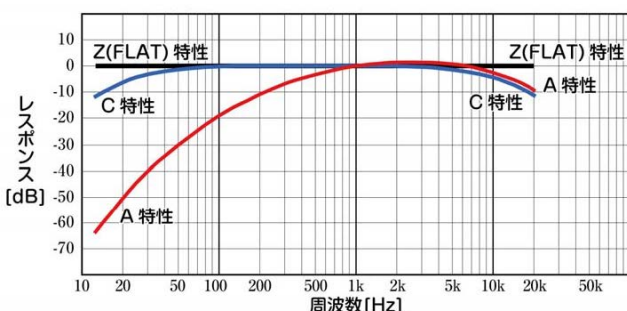


図 2 周波数重み付け補正の曲線

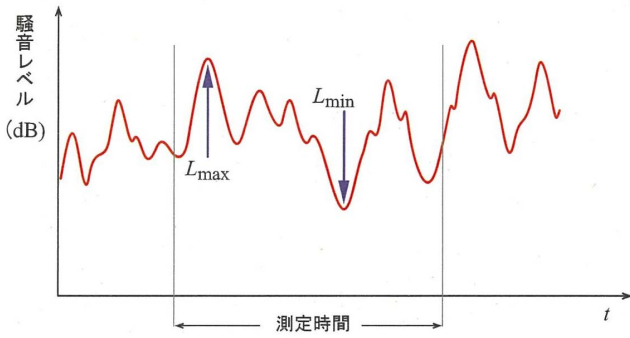


図3 最大/最小騒音レベル

(2) 等価騒音レベル (LAeq)

等価騒音レベル (LAeq) は、通常、A 特性による補正のもとで算出され、環境省が定める環境基準など、公害として騒音の評価において頻繁に用いられる方法であるが、測定時間内において様々な大きさの音が混在している中で、その積分値としての面積の大きさが同等に等しい音が、何 dB になるかを示した値となる (図4)。

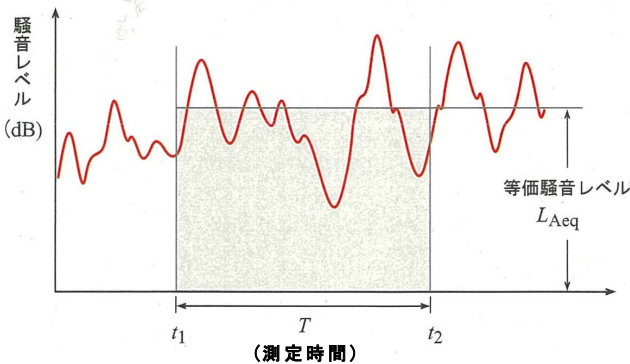


図4 等価騒音レベル

(3) 時間率騒音レベル (L5、L50、L95)

時間率騒音レベル (L5、L50、L95) についても、騒音規制法や地方自治体が定める条例における基準として用いられているが、これらは測定時間 (100%とする。) において、L5 の場合は、測定時間の 5% に当たる時間はその値が示す騒音レベル以上であったことを表し、同様に L50 の場合はその 50% に当たる時間の間、L95 の場合はその 95% に当たる時間の間は、それらの値が示す騒音レベル以上であったことを表す (図5)。

そのため、測定時間内において一定の騒音レベルの音の場合であれば、L5、L50、L95 とともに同じ

値となることになるが、変動が大きい音であればあるほど、 $L5 > L50 > L95$ の関係で、これら三者の差が大きくなるといえる。

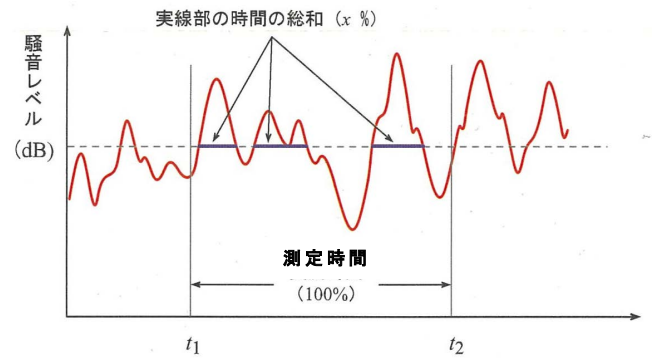


図5 時間率騒音レベル

(4) 単発騒音暴露レベル (LAE)

単発騒音暴露レベル (LAE) は、通常、A 特性による補正のもとで算出され、主に航空機、電車やくい打ちなどの単発的に発生する騒音に対して用いられる方法である。単発で発生した騒音の大きさを、その積分値としてのエネルギー量と同等のエネルギー量を持つ定常音が 1 秒間発生した場合に、何 dB に相当するかについて算出した値となる (図6)。

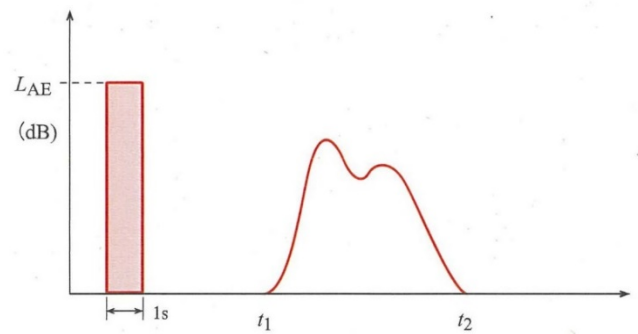


図6 単発騒音暴露レベル

(5) WECPNL と Lden

航空機などによる騒音に関しては、関連する法律に基づき住宅防音工事や移転補償措置を実施できる区域を指定するための騒音レベルの指標として、以前は WECPNL が、現在は Lden による計算方法がある。

これは、両者ともに航空機などの通過ごとに、測定地点に伝搬する音によるエネルギーの大きさを足し合わせ、また、夕方・夜間に発生した場合は、

重み付け計算をした上で、1日間あたりに累積される量を表すという考えに基づき、算出されるものであり、単位は、いずれも「dB」(デシベル)である。

WECPNL と L_{den} の大きな違いは、エネルギーの大きさを算出する際に、WECPNL は騒音レベルのグラフの三角形の近似値により計算するのに対し、 L_{den} はデジタル処理技術の向上により、変化する騒音レベルを積分により、より正確に計算を行うものである(図7)。平成19年12月の環境省の環境基準の改正により、WECPNL から L_{den} に変更された。

これらの指標に基づいて表される数値の程度については、例えば、住宅防音工事の対象区域の基準とされている L_{den} 値 62dB (WECPNL 値 75dB) は、おおよその計算では、1日あたりに最大騒音レベル (L_{max}) が 85dB であれば 50回、80dB の場合は 150回分の騒音が発生した場合に相当するものと算出される。

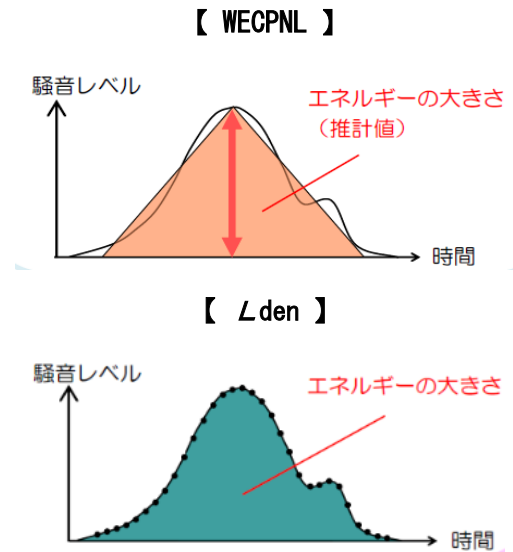


図7 WECPNL と L_{den} の計算の考え方

出典：図1～図2：「低周波音測定方法講習会資料」(環境省)
図3～図6：「騒音計とは」(榎小野測器)(図4及び図5については説明内容と表現を統一するため一部修正した。)

図7：「航空機騒音評価指標の変更について」(国土交通省)

謝辞：本稿の作成に当たっては、倉片憲治・早稲田大学人間科学学術院教授の御協力をいただきました。御礼申し上げます。

最前線紹介

500年の想いを胸に

山梨県甲府市環境部環境総室環境保全課

1 歴史の香り漂う街「甲府」

皆さんは「甲府」と聞いて、何を連想しますか。「昨年度ブロック会議の開催都市」とお答えの方は、本誌の熱心な読者だと思います。この他の御意見として「武田信玄公」「甲府鳥もつ煮」「ワイン」が多数かと思しますので、本市におけるワインの歴史についてのお話から始めます。

今から遡ること約150年、明治3・4年頃には、市内在住の2名が甲府市 広庭町^{ひろにわちやう}（現：甲府市武田）で、国産ワインの始まりとされる、野生葡萄を用いた醸造を行っています。さらに、明治10年には彼らの志を引き継いだ県立葡萄酒醸造所が甲府城の跡地に設立され、国産ワイン発展の礎となりました。今日では、ぶどう畑・ワイナリーに加え、国内唯一とされるワインの教育機関が所在する程に、ワインは当市内に根付いています。

もう1つ歴史に関する話題です。本市は、平成31年（2019年）に開府500年を迎えました。これは永正16年（1519年）に武田信虎公が、躑躅^{つづじ}が崎^{こふちゆうまち}（現：甲府市古府中町）に居館を構え、この地を治めたことに由来します。本市の名称「甲府」は、甲斐の府中を表しており、開府以降500年余り続いています。



開府500年記念のスパークリングワイン

2 本市における公害苦情処理

本市において公害苦情処理を担当する公害係には、事務職、土木職、水質検査職等と多様な職種で構成する9人が在籍しています。さらに、大気汚染防止法等の環境規制法令も担当していることから、公害苦情処理において小回り・迅速対応を可能としています。なお、廃棄物に関連する公害苦情については部内の所管と連携することで、速やかな対応・処理に努めています。

本市の公害苦情における特徴は、ブドウ等の果樹剪定枝の野焼きに伴う苦情が見られることです。例年、冬季を中心に苦情が発生していますが、広報誌等による呼びかけに加え、粘り強く現場対応を行うことで、近年では苦情件数が減少傾向に転じています。

一方、他自治体と同様、本市においても、近年公害苦情の内容が多様化しています。生活騒音等の法令の規制対象外の案件を初めとして、「発生源に直接話をすると、ご近所付き合いに差し障るので、匿名ということにして市から苦情を伝えて欲しい」「マンションのオーナーだが、下階のテナントからの音がうるさいので、市で指導して欲しい」等の人間関係を懸念するもの、「農家が行う焼却は法律の例外、とウェブニュースで見たが、隣の畑で行っている野焼きは例外に該当するのか」のように情報の氾濫に伴うものを挙げるができます。

さらに、電子メールによる公害苦情申立が増加しています。電子メールでは、受付時に苦情の詳細を把握するのが困難であることが多く、その後の公害苦情処理を進める上で苦慮しています。

3 公害苦情処理の経験から

このように、多様化した公害苦情への対応の際に感じるのは、対人能力の重要性です。特に、公害苦情受付時に苦情申立者と信頼関係を短時間で築くことが肝要です。その際の留意点は、①申立者が十分に吐露できるよう、言葉遣い・タイミングに配慮する、②申立者の気持ちを受け止める、③申立者と同じ方向を向く、の3点であると感じています。

受付時に信頼関係を築くことで、十分な情報を得ることもでき、的確な公害苦情処理を行えます。さらに、対応結果が申立者の期待とは異なった場合でも、申立者は一定の満足を得ている、と感じます。

ここで、当課が経験した対人関係に特徴がある2例を紹介します。

1例目は、悪臭苦情の電話を受けた時のものです。話を伺うと、強い臭気を感じている様子がないと感じたことから、特に対話に注意を払いお話しを進めたところ、相談者はダイオキシン類が物の燃焼で発生するとの情報を基に「悪臭（＝焼却＝ダイオキシン類）＝危険」との認識をお持ちで、わずかな悪臭を不安に感じていることを理解できました。当市では大気中のダイオキシン類の常時監視を行っていること、悪臭等の苦情に対応していることを伝えたことで、相談者に安心していただくことができました。

2例目は、野焼きの現地調査結果を苦情申立者に報告した際のもので、発生源付近で灰の飛散を確認できたことを踏まえ、「あの焼却跡の状況からすると、野焼きの時には灰が飛んできて大変だったのではないのでしょうか。」と伝えたところ、それまで堅かった苦情申立者の口調が「そうなんですよ。あの時は…」と柔らかいものになり、会話を円滑に進めることができました。当方が、苦情受付時に申立者が口にできなかった気持ちを察して伝え、苦情申立者の気持ちに寄り添い同じ目線を持ったことで、公害苦情処理の促進につなげることができたものと考えています。

当市では、対人能力の訓練として、実務経験を重視してきました。この実務経験の中で、医療における「ナラティブ・アプローチ」（患者や相談相手を理解する際に、相手の「物語り(narrative)」を最大限に尊重するアプローチ）に類似した対応を無意識のうちに身に付けてきたと感じます。したがって、今後は実務経験と並行して、ナラティブ・アプローチの中核概念といえる「物語能力」への理解を深めることで、対人能力に磨きをかけることができるものと考えています。

4 むすびに

「甲府」の名称の基となった「甲斐」は、一説には交通の要衝を表す「交ひ」を語源としていると言われています。今日においても、当市とその周辺では、中部横断自動車道の静岡県・山梨県間の開通（本年）、リニア中央新幹線の品川・名古屋間の開通（令和9年）が予定されています。当市は、これら交通環境の変化に呼応するように、新たな時代を迎えようとしています。



甲府の街並み

このような時代の変化の中にあっても、当課では、武田信玄公が遺した名言「人は城、人は石垣、人は堀、情けは味方、仇は敵なり」に従い、人を中心に据えたこれまでの500年と同様に、次の500年においても、人を中心に据えた公害苦情処理を通じて、この街の良好な環境を次世代に引き継いでまいります。

（執筆：公害係 山田康雄）

がんばってまーす

日々悪戦苦闘していますっ！！



京都府長岡京市環境経済部環境政策室総括主査
大西 将史

こんにちは。私は、京都府の長岡京市環境経済部環境政策室環境保全担当の大西です。当室に人事異動してきたのは平成 23 年 4 月からですので 10 年目ということになります。騒音や振動といった典型 7 公害以外にも、生活苦情、外来生物、空き地の雑草などの相談にも携わっています。また、動物愛護の業務も担当しており、4 月には狂犬病予防集合注射も行うなど、仕事内容は多岐にわたっています。もちろん、自動車騒音や河川水質などの調査も行っており、環境監視も実施しています。



“山崎合戦” 明智光秀 最期の城「勝龍寺城」
しょうりゅうじじょう

さて、皆さんは長岡京市をご存じでしょうか。当市は、京都盆地の南西に位置し、北は向日市・京都市、東は京都市、南は大山崎町、西は西山を境に大阪府と接しています。東西約 6.5 km、南北約 4.3 km と東西に長く、面積 19.18 km² に約 8 万人の市民が暮らしています。面積の約 40% を占める西山は、代表的な景観となっており、麓には竹林が広がっています。中央部はアゼリア通りを中心

とする商業地、西部・北部は住宅や農業に広く利用されています。また、東部には工場が立ち並んでいます。

交通は、JR 東海道本線と阪急京都本線が、東海道本線の東側には東海道新幹線・名神高速道路・国道 171 号が縦走しており、交通の便に恵まれています。

また、当市は大河ドラマ「麒麟がくる」の明智光秀やその娘である玉（細川ガラシャ）のゆかりの地でもあり、勝龍寺城など歴史の舞台があります。

さて、ここからは環境保全担当のとある一日を御紹介しましょう。

朝一番、電話が鳴ります。こうやってしまえば大げさかもしれませんが、このような日は、一日現場に出かけるパターンが多い気がします。年間を通じると、特に夏場は、害虫駆除や空き地の雑草に関するものなど、この季節ならではの相談や問合せが増えてきます。また、季節の変わり目の時期も問合せが多くなる傾向があり、引っ越しや退職など生活の変化が要因となっているように感じられます。

騒音や悪臭の問合せといってもその多くは生活系のものであり、何らかの規制基準がある法令に基づいた対応ができないケースが多くあります。それでも、問合せに対して現場も確認せずに電話対応のみしていると、更なる苦情に発展する可能性があったりするので、連絡先や困っている状況を詳しく聞き取った上で、極力その日のうちに現場確認を行うようにしています。しかし、多くの

問合せを取り扱っていると優先順位を決めて対応を進めなければならないこともあります。また、緊急を要する他業務と重なって全く対応できない日もあるので、相談者に市役所は取り合ってくれないという負の印象を与えないように気を付けながら、「いつ現場確認を行う」「すぐに判断ができないので調べてみます」など、相談者に対して目途等をお知らせして理解を求めるようにしています。市役所が相談者に向き合って行動している姿勢を示すことが大切であり、そのように心がけています。

また、どこの自治体も同様ではないかと思いますが、限られた職員数で多くの問合せを処理しているので、どうしても事務的な処理に陥りがちになります。近隣情報を聞き出すにしても相談者との面談が必要となります。一方で、発生源が判明し、立入りや指導を行う時にも面談が発生します。相談者にも日常生活があり、「夜勤で昼間は寝たい」「近隣と不仲になるのは困る」といった悩みがあるようです。また、発生源者側にも、「昼間なので人に迷惑をかけているとは思わなかった」「対策をしたいのだけれどどの方向だろうか」というような理由や近隣に配慮したい気持ちがあるようです。発生源者側も近隣の人に迷惑をかけたくて発生させているわけではないということです。当然相談者の困っている内容をくみ取ることも必要であると共に、発生源者に対しても一方的に指導をするのではなく、真摯に状況を聞き取る作業が必要であると考えています。また、対応結果を相談者にうまく伝えなければなりません。「発生源者が悪い」と決めつけるのではなく、相談者、発生源者の双方に公平な判断を行い、更なる苦情に発展させないコミュニケーションが取れるように心がけています。

さて、昨年度を振り返ると、河川での対応が多かったことが印象強く残っています。主な内容は、河川の濁りや油膜等でしたが、調査しても発生源を特定できないことも多くあり、歯がゆい思いをしました。

問合せがあった場合、河川や下水道の担当部署、京都府の関係機関に連絡を取り、地図や側溝図面を見ながら合同で現場確認を行い、調査を進めていくわけですが、暗渠^{あんきよ}（地下に埋設したり覆いをして、外から見えないようになっている水路）に阻まれるなどし、なかなか原因究明に至らなかったこともあります。

また、下水のような臭いがするという問合せが入ったときには、こんなこともありました。相談者と一緒に現場確認を行うと、下水のような臭いが確認できたので、周辺調査を行いました。近隣の住宅を訪ねたり、マンホールや側溝なども確認したりしました。しかし、なかなか原因が分かりませんでした。そんな状況の中、再び相談者宅に戻ると一番臭気を強く感じたのです。調査の結果、相談者宅内の排水管が外れていたため、悪臭が発生していたということが分かったので、下水道担当部署に引き継ぎを行い、解決に至りました。周辺に原因があるものだと思い込み行動をとると、なかなかその意識から抜け出すことができないこともあります。経験を積むと問合せに対して視野を広げて捉えることができるようになると思いますが、なかなか先入観を完全に取り除くことはできないものだと感じました。

苦情相談の対応時には、思い込みによる見落としがないように、基本的に複数の職員で対応に当たるようにしていますが、これには、思いがけない紛争に巻き込まれないようにするためや職員一人一人の負担を軽減するといった理由もあります。

また、苦情相談対応を円滑に行うため、普段から庁内において些細なことでも連絡を取り合ったり、庁外の関係機関との連携を図れるようできる限り関係者との連絡を密にするようにして、何かあったときに迅速に対応できるように情報交換などしています。

長年当室での対応をしていますが、円滑に仕事を進めるにも、適切に苦情処理を進めるにも、コミュニケーションが大切だという思いで対応を続けています。是非、皆さん会話をしましょう！

がんばってまーす

円満円滑でお願いします。



佐賀県伊万里市市民部環境課生活環境係
寶蔵寺 慎太郎

伊万里市は、佐賀県の西北部、東松浦半島と北松浦半島の結合部に位置し、北と東は唐津市、南は武雄市と有田町、西は長崎県（佐世保市、松浦市）に接しています。市域は、伊万里湾の最奥部に形成された市街地を中心に、東西約 25 km、南北に約 21 km の広がりを見せ、面積は 255.25 km²と佐賀県全体の 10.5% を占めています。

「伊万里」という地名の由来については諸説ありますが、「古今和歌集」の編纂や「土佐日記」の執筆で有名な紀貫之の祖先である紀飯麻呂きのいままろにちなむものであるという説があります。紀飯麻呂は奈良時代に活躍した公卿で、天平 12 年（740 年）の藤原広嗣の乱で征討副将軍に任ぜられていますが、その従軍の際に伊万里の地を訪れたとされています。

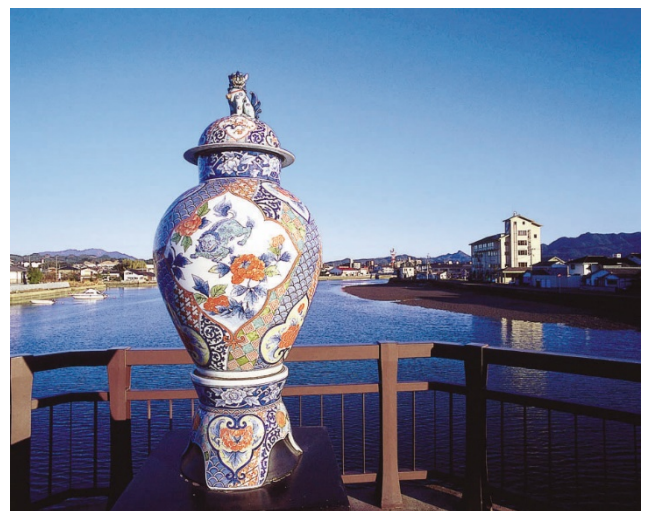
そのような伊万里市は東を八幡岳はちまんだけ、南を青螺山せいらいざん、西を国見山、等々三方を山々に囲まれ、西北部からは波静かな伊万里湾が深く入り込むなど、豊かで美しい自然に恵まれています。

伊万里湾には、伊万里川や有田川が注ぎ込み、市の東部には県内最長の松浦川が唐津湾に向かって流れており、これらの主要河川沿いには平地が開けていますが、市域の大部分を中山間地域と山林が占めています。また、臨海部は工業用地として整備がなされており、造船を始め木材加工や半導体関連などの工場が立地しています。

伊万里港においては地理的な優位性を生かした韓国、中国との国際コンテナ定期航路のほか、神戸港との間にフィーダー航路を開設し、世界各港との貿易を行っています。

また、高速道路体系の整備が進んでおり、平成 30 年（2018 年）の伊万里東府招ひがしふまねきインターチェンジの開通により、福岡都市圏まで約 1 時間でのアクセスが可能となっています。

気候は、年平均気温 16.1℃と温暖で、年平均 2,300mm 程度の降水量があり、豊かな自然環境と温暖な気候の恩恵を受けた高品質な伊万里牛や伊万里梨、ブドウなどが生産されています。



伊万里津大橋と伊万里焼

さて、伊万里市における苦情相談内容については、全国的にもそうだと思いますが、高度経済成長期に見られた「大規模、産業型」ではなく、比較的小規模な「都市型、生活型」が大部分となっています。公害苦情のほかに、ペットを始め動植物に関することや墓地に関する事などを含め、多岐にわたる相談を受け付けておりますが、公害苦情に絞りますと、非専従の職員 3 名で対応しており、平成 30 年度は 60 件の公害苦情相談を受け付けました。

60 件の中で 1 番多い苦情相談は、不法投棄に関する事で 26 件ありましたが、不法投棄についての対応は、廃棄物関係の事務を所管するリサイクル推進係で対応をしています。

2 番目に多い相談は、水質汚濁に関する事で 10 件あり、「河川に油が浮いている」「水路の水が白く濁っている」といったような内容でした。

また、最近では近所付き合いが希薄であったり、建設工事を行う際に周辺住民へ事前説明をしなかったりとコミュニケーション不足が原因と思われる苦情案件もあります。

今回はそのような事例を少し紹介させていただきます。

少し暖かくなってきて、家の窓を開けて過ごす季節になった頃、市内のとある建設工事の現場から 50m 程度離れている近隣住民から、工事の音がうるさいため防音対策を講じてもらうよう指導してほしいと相談がありました。

早速、相談者宅を訪問し、事情を聴き取ると、コンクリートミキサー車や鉄筋を切るときの音など、テレビの音や電話の音が聞こえないくらい作業音が大きいときがあるとのことでした。

続いて現地確認を行ったのですが、騒音規制法等に定められた特定建設作業には該当するような作業はなく、そこまで大きな音も確認できなかったため、再度苦情相談者へ話を聞くと工事発注者や建設業者による工事前のあいさつもなく、周辺住民への配慮が全然足りていないということを繰り返し話されていたので、そこに苦情の根底があると感じました。

工事の現場責任者に対し、苦情内容を説明したところ、隣接地の住民に対する工事の事前説明は行っていたが、50m 程離れている苦情者宅周辺の住民までの説明は行っていなかったとのことでした。

現場責任者に対し、本件に対する対応を検討するよう指導したところ、騒音対策として、住宅側

へ防音シートの設置や騒音計の設置によるデシベル管理、作業員へ作業音に対する指導を行うとともに、併せて苦情者宅周辺の住民に対する工事内容、スケジュール、防音対策の説明を行うとのことでした。

その後、現場責任者が苦情相談者を訪問し、工事に関する説明を行った際に、工事に対する事前説明を行ってほしかったと多少のお叱りは受けたものの、工事や防音対策などについて丁寧に説明し、理解してもらったとのことでした。

以降、同工事に対する再度の苦情はなく、無事に工事も終了しています。

また、苦情相談者は、市のほかに地区の区長さんや市議会議員に対しても苦情を申し出ていたため、両者から市の対応についてお尋ねがありましたが、対応状況を説明したところ、それなら大丈夫でしょうと納得してもらいました。

本案件の場合、建設業者が前もって苦情相談者宅周辺でも事前説明を行い、工事について理解を得ていたら、もしかしたら苦情にまでは至らなかったのかもしれませんが。

伊万里市では、特定建設作業実施届出書が市へ提出された場合、届出内容の審査のほかに、周辺住民への事前説明を指導し、住民とのコミュニケーションを取ってもらうことで苦情発生を未然に防ぐ対策を行っています。

この効果かどうかははっきりとは分かりませんが、特定建設作業に対する苦情は、私が環境課に来てからの 4 年間は発生していません。

建設作業以外の苦情についても、苦情者と原因者のコミュニケーション不足によるものが増えてきているように感じます。私達としては、できるだけ苦情者と原因者が良好な関係になってもらえるよう今後も苦情対応に取り組んでいきたいと考えています。

レジ袋有料化について

環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室

■要旨

近年、海洋プラスチックごみ問題を始めプラスチックを巡る地球規模の環境問題への対応が世界的課題となっている。これを受け我が国では、「3 R + Renewable」（3 Rの徹底と再生可能資源への代替）を基本原則とした「プラスチック資源循環戦略」を昨年5月に策定し、持続可能な循環型社会の構築に向けたプラスチックの3 R等に関する野心的なマイルストーンを設定した。

今般、そのマイルストーン達成に向けた具体的施策の第一歩として、本年（令和2年）7月1日より全国一律でのレジ袋有料化の導入を決定した。国としては、国民生活に身近なレジ袋の有料化をきっかけとして、使い捨てのプラスチックに頼った国民のライフスタイル変革を目指していく。

1. レジ袋有料化の背景 ～プラスチックを巡る現状～

プラスチックは短期間で経済社会に浸透し、我々の生活に利便性と恩恵をもたらしてきた。一方で、中国を始めとしたアジア諸国の廃棄物の輸入禁止措置を受けた資源・廃棄物制約や地球温暖化といった、生活環境や国民経済を脅かす地球規模の課題が一層深刻さを増している。特に近年急速にクローズアップされている海洋プラスチックごみ問題については、プラスチックの不適な処理のため、世界全体で年間数百万トンを超えるプラスチックが陸から海洋に流

れ込んでいると推計され、このままでは2050年までに魚の重量を超えるプラスチックが海洋に流出するという予測までである。

我が国は、循環型社会形成推進基本法に規定する基本原則¹を踏まえ、これまでプラスチックの3 R（リデュース、リユース、リサイクル）や適正処理を率先して進めてきており、その結果、容器包装等のリデュースを通じたプラスチック排出量の削減が図られ、廃プラスチックのリサイクル率 27.8%と熱回収率 58.0%を合わせて 85.8%の有効利用率²を達成するなど、陸上から海洋へ流出するプラスチック量が抑制さ

¹ 循環型社会形成推進基本法に基本原則として規定されている第3条～第7条の一部を抜粋すると以下のとおり。

○循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）抄

（原材料、製品等が廃棄物等となることの抑制）

第5条 原材料、製品等については、これが循環資源となった場合におけるその循環的な利用又は処分に伴う環境への負荷ができる限り低減される必要があることにかんがみ、原材料にあつては効率的に利用されること、製品にあつてはなるべく長期間使用されること等により、廃棄物等となることができるだけ抑制されなければならない。

（循環資源の循環的な利用及び処分の基本原則）

第7条 循環資源の循環的な利用及び処分に当たっては、技術的及び経済的に可能な範囲で、かつ、次に定めるところによることが環境への負荷の低減にとって必要であることが最大限に考慮されることによって、これらが行われなければならない。この場合において、次に定めるところによらないことが環境への負荷の低減にとって有効であると認められるときはこれによらないことが考慮されなければならない。

一 循環資源の全部又は一部のうち、再使用をすることができるものについては、再使用がされなければならない。

二 循環資源の全部又は一部のうち、前号の規定による再使用がされないものであつて再生利用をすることができるものについては、再生利用がされなければならない。

三 循環資源の全部又は一部のうち、第一号の規定による再使用及び前号の規定による再生利用がされないものであつて熱回収をすることができるものについては、熱回収がされなければならない。

四 循環資源の全部又は一部のうち、前三号の規定による循環的な利用が行われられないものについては、処分されなければならない。

² 「プラスチック製品の生産・廃棄・再資源化・処理処分の状況 2017年」（一般社団法人プラスチック循環利用協会）によれば、マテリアルリサイクル23.4%、ケミカルリサイクル4.4%、エネルギー回収58.0%で、有効利用率としては85.8%。

れてきた。一方で、UNEP（国連環境計画）の報告書によると、プラスチック容器包装廃棄量（1人当たり）が主要な国・地域の中で2番目に多いと指摘されていること³、中国を始めとするアジア各国による輸入規制が拡大しておりこれまで以上に国内資源循環が求められていること⁴等を踏まえれば、これまでの取組をベースにプラスチックの3Rを一層推進することが不可欠である。

そこで関係9省庁は、昨年5月、上記のようなプラスチックを巡る諸問題の解決及び持続可能な循環型社会の構築に向け、プラスチックの資源循環を総合的に進めていくため「プラスチ

ック資源循環戦略」（以下「本戦略」という。）を策定した（資料1）。本戦略では、「3R+Renewable」（3Rの徹底と再生可能資源への代替）を基本原則とし、目指すべき方向性として、「2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制する」等の3Rやバイオマスプラスチックの導入に関する野心的なマイルストーンを設定している。そしてレジ袋有料化は、本戦略において、「リデュース等の徹底」のための施策の一つとして位置付けられ、国民生活に身近なレジ袋の有料化をきっかけとして消費者のライフスタイル変革を促していくことを方針として掲げた。

Plastics Smart		プラスチック資源循環戦略（概要）	
背景		令和元年5月31日	
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 廃プラスチック有効利用率の低さ、海洋プラスチック等による環境汚染が世界的課題 ◆ 我が国は国内で適正処理・3Rを率先し、国際貢献も実施。一方、世界で2番目の1人当たりの容器包装廃棄量、アジア各国での輸入規制等の課題 			
重点戦略		基本原則：「3R+Renewable」	
リデュース等	<ul style="list-style-type: none"> ワンウェイプラスチックの使用削減(レジ袋有料化義務化等の「価値づけ」) 石油由来プラスチック代替品開発・利用の促進 	【マイルストーン】 <リデュース> ① 2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制 <リユース・リサイクル> ② 2025年までにリユース・リサイクル可能なデザインに ③ 2030年までに容器包装の6割をリユース・リサイクル ④ 2035年までに使用済プラスチックを100%リユース・リサイクル等により、有効利用 <再生利用・バイオマスプラスチック> ⑤ 2030年までに再生利用を倍増 ⑥ 2030年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入	
リサイクル	<ul style="list-style-type: none"> プラスチック資源の分かりやすく効果的な分別回収・リサイクル 漁具等の陸域回収徹底 連携協働と全体最適化による費用最小化・資源有効利用率の最大化 アジア禁輸措置を受けた国内資源循環体制の構築 イノベーション促進型の公正・最適なリサイクルシステム 		
再生材 バイオプラ	<ul style="list-style-type: none"> 利用ポテンシャル向上（技術革新・インフラ整備支援） 需要喚起策（政府率先調達（グリーン購入）、利用インセンティブ措置等） 循環利用のための化学物質含有情報の取扱い 可燃ごみ指定袋などへのバイオマスプラスチック使用 バイオプラ導入ロードマップ・静脈システム管理との一体導入 		
海洋プラスチック対策	<ul style="list-style-type: none"> プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないこと（海洋プラスチックゼロエミッション）を目指した ポイ捨て・不法投棄撲滅・適正処理 海岸漂着物等の回収処理 海洋ごみ実態把握（モニタリング手法の高度化） 		
国際展開	<ul style="list-style-type: none"> 途上国における実効性のある対策支援（我が国のソフト・ハードインフラ、技術等をオーダーメイドパッケージ輸出で国際協力・ビジネス展開） 地球規模のモニタリング・研究ネットワークの構築（海洋プラスチック分布、生態影響等の研究、モニタリング手法の標準化等） 		
基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> 社会システム確立（ソフト・ハードのリサイクルインフラ整備・サプライチェーン構築） 技術開発（再生可能資源によるプラ代替、革新的リサイクル技術、消費者のライフスタイルのイノベーション） 調査研究（マイクロプラスチックの使用実態、影響、流出状況、流出抑制対策） 連携協働（各主体が一つの旗印の下取組を進める「プラスチック・スマート」の展開） 		
<ul style="list-style-type: none"> ◆ アジア太平洋地域をはじめ世界全体の資源・環境問題の解決のみならず、経済成長や雇用創出 ⇒ 持続可能な発展に貢献 ◆ 国民各界各層との連携協働を通じて、マイルストーンの達成を目指すことで、必要な投資やイノベーション（技術・消費者のライフスタイル）を促進 			

資料1：「プラスチック資源循環戦略」（令和元年5月31日）概要

³ 「Single-use plastics: A roadmap for sustainability」（国連環境計画、2018年）

⁴ 財務省貿易統計によれば、我が国からの廃プラスチック（プラスチックくず）の輸出量は2016年で153万トン、2017年で143万トン、2018年で101万トン。

以上を踏まえ、関係省庁では、本戦略で設定したマイルストーン達成に向けた施策の第一歩としてレジ袋有料化に着手し、その具体的な制度内容について昨年9月以降検討を開始した。その結果、できる限り早くこの海洋プラスチックごみ問題等に対処するため、既存の法制度の枠組みを最大限活用するという方針の下、昨年12月に容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）に基づく小売業に属する事業を行う者の容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（以下「省令」という。）を改正し、本年7月1日から全国全ての小売業者に対してレジ袋の有料化を義務付けることとした。なお、レジ袋有料化は、これまでスーパーマーケットを始めとする様々な事業者や自治体等が、プラスチックの削減のため自主的に取組を進めてきており、レジ袋の辞退率も年々上昇していたが、ここ数年は削減が思うように進まない状況となっていた。今回、

コンビニエンスストアを始め、これまで有料化がほとんど実施されていない様態の小売店も含め全国一律でレジ袋有料化が実施されることで、不必要なレジ袋の使用削減が一層進むと期待している。

以下、制度の主なポイントについて簡単に解説する。

2. レジ袋有料化のポイント

(1) 対象となる事業者について

今般の制度改正においては、コンビニエンスストア等の大手小売事業者から地域の商店街の専門店まで、事業者の規模を問わず商品を消費者に提供する際にプラスチック製のレジ袋を用いる全ての小売業者が対象となる⁵。


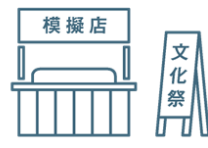
また、食品製造業者が製品をショッピングモールで一時的に販売する場合等、主たる業種が小売業ではない事業者が、事業の一部として小売業を行う場合も、有料化の対象となる（資料2-1）。

対象となる事業者

対象となる事業者

事業において容器包装を用いる者であって、小売業に属する事業を行う者
⇒ プラスチック製買物袋を扱う小売業を営むすべての事業者

<判断ポイント>

<p>[1. 小売業を行うか]</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>主な業種が小売業ではない事業者（製造業やサービス業など）も、事業の一部として小売業を行っている場合は対象</p> <p>対象となる例</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 製造業者や卸売業者が、製品をショッピングモールや百貨店で販売する 2) 美容サロンで美容グッズを販売する <p><small>※小売業とは、各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食品小売業、自動車部分品・附属品小売業、家具・じゅう器・機械器具小売業、医薬品・化粧品小売業、書籍・文房具小売業、スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業及びたばこ・喫煙具専門小売業</small></p>	<p>[2. 事業であるか]</p> <p>・反復継続性 などをもとに総合的に判断</p> <p>対象外となる例</p> <p style="text-align: center;">学園祭における模擬店</p> <div style="text-align: center;">  </div>
---	--

資料2-1：対象となる事業者

⁵ 容器包装リサイクル法に基づき以下の業種が対象となる。

各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食品小売業、自動車部分品・附属品小売業、家具・じゅう器・機械器具小売業、医薬品・化粧品小売業、書籍・文房具小売業、スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業及びたばこ・喫煙具専門小売業

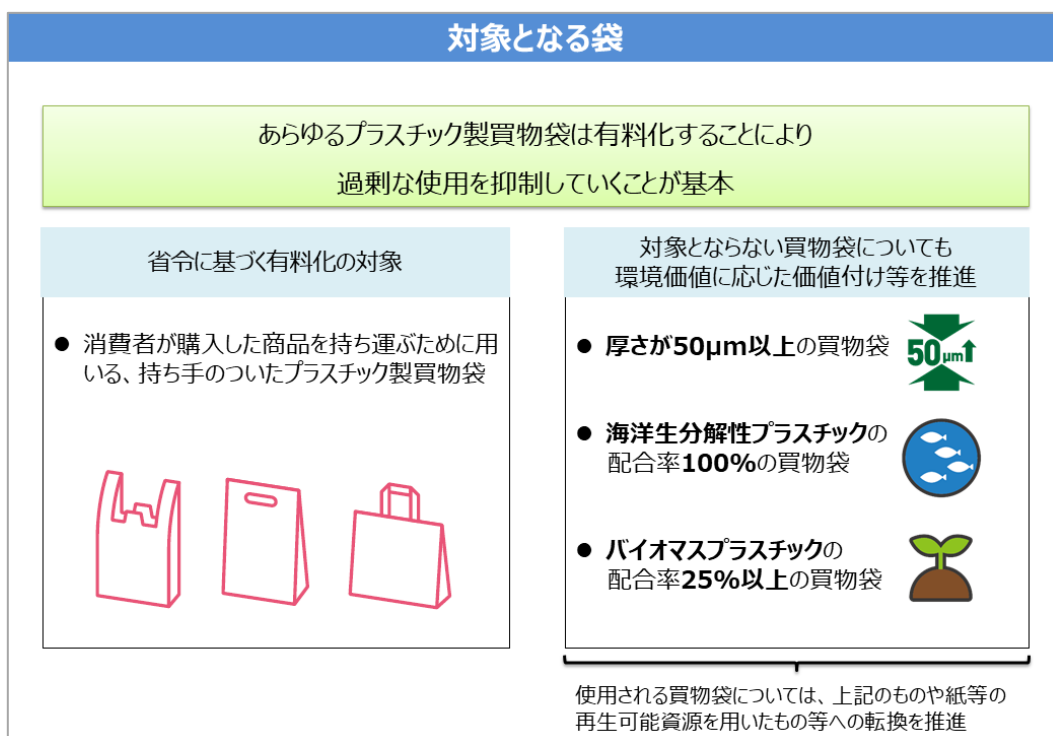
一方、クリーニング業などレジ袋と同等のプラスチック製の袋を事業活動の中で使用している場合であっても、小売業に該当しないために、省令の対象から外れてしまう業種もある。しかし、不必要な使い捨てプラスチックをできる限り削減し、国民のライフスタイルを変革するという制度の趣旨・目的を考えれば、あらゆる業種においてプラスチック製の袋の削減に向けた措置が講じられることが望ましく、国としては、省令の対象事業者でなかったとしても、事業者の自主的取組として有料化と同様の措置を講じることを推奨している。

(2) 対象となる袋について

今回の制度の基本理念として、消費者のライフスタイル変革を促すべく、省令の対象となるか否かにかかわらず、あらゆるレジ袋について有料化することにより過剰な使用を抑制していくことを基本としている。「レジ袋」と言えばスーパーマーケットやコンビニエンスストアでもらう袋を想像しやすいが、百貨店や書店でもらうプラスチック製の袋も対象である。

また同時に、本戦略に掲げた基本原則である3R+Renewableの観点から後述のような一定の環境性能が認められる買物袋への転換を推進することとしている。

この基本的な考え方を基に、「消費者が購入した商品を持ち運ぶために用いる、持ち手のついたプラスチック製買物袋」を省令で有料化を義務付ける対象の袋と定義し、一定の環境性能を有するプラスチックのフィルムの厚さが50マイクロメートル以上で繰り返し使用可能な袋、海洋生分解性プラスチックの配合率が100%の袋、バイオマス素材の配合率が25%以上の袋の3種類については省令で有料化を義務付ける対象からは外している。ただし、一定の環境価値を有する袋についてもむやみに無償配布を推奨する趣旨ではなく、これらについてもむしろ、市場の中でその環境価値が適切に評価され、消費者と事業者との間はもちろん、企業間取引も含め適正な価格の支払いがなされることが期待される（資料2-2）。



資料2-2：対象となる袋

省令の対象とならない一定の環境性能を有するプラスチック製の袋を配布する場合は、消費者が一見してその袋の環境性能を判別できなくてはならない。そこで今回の制度改正においては、これらの袋を配布する場合にはそれぞれ以下のようにその環境性能を示すマーク等を袋ごとに記載することを求めている。

a.プラスチックのフィルムの厚さが 50 マイクロメートル以上のもの

必要な表示：フィルムの厚さが 50 マイクロメートル以上であり、繰り返し使用を推奨する旨の記載又は記号

b.海洋生分解性プラスチックの配合率が 100%のもの

必要な表示：海洋生分解性プラスチックの配合率が 100%であることが第三者により認定又は認証されたことを示す記載又は記号

c.バイオマス素材の配合率が 25%以上のもの

必要な表示：バイオマス素材の配合率が 25%以上であることが第三者により認定又は認証されたことを示す記載又は記号

なお、バイオマスプラスチックについては、既に国際標準の技術評価手法が確立しており、国内にも同基準に基づき認証を行っている機関があるが、海洋生分解性プラスチックについては、現時点でそのような国際標準の技術評価手法が確立されていない。海洋生分解性プラスチックの普及促進のためにも、できる限り早く国際標準化された技術評価手法の確立が必要である。

その他、省令の対象となるか否かの判断基準としては、社会通念上形状として袋と言えるか否か、中身が商品であるか否か、持ち運ぶための袋と言えるか否か（持ち手の有無）等の基準

がある。ここでは詳細な説明は省略するが、いずれにしても省令の対象となるか否かにかかわらず、上述の基本理念のとおり、あらゆるレジ袋について有料化することにより過剰な使用を抑制していくことが基本である。

(3) 価格設定と売り上げの用途について

今回の制度改正において、袋 1 枚当たりの価格については、袋のサイズ・用途や仕入れ主体・方法などにより、様々なケースが考えられることから、各事業者が消費者のライフスタイル変革を促すという本制度の趣旨・目的を踏まえつつ、自ら設定することとし、国が統一の価格設定しているわけではない。ただし、1 枚当たり 1 円以下の価格設定としている場合や、2 枚目以降無料配布といった、消費者のライフスタイル変革という制度の趣旨目的に逆行するような場合は「有料化している」とは認めないこととした。

また、「有料化」とは、レジ袋を提供するに当たって、一定の対価を徴収することを指している。そのため例えば、レジ袋を辞退した場合の現金値引きやポイント付与、その他の利益供与を行うことはここでいう有料化には当たらない（事業者の自主的取組として、一定の対価の徴収と併用してポイント付与を行うこと等は当然妨げられない）。また、商品と袋の価格を一体で表示すること自体は妨げられるものではないが、その場合でも、表示されている価格のうち、レジ袋の価格がいくらであるのかが表示され、レジ袋を辞退した場合にはその分が全体価格から差し引かれなければならない。

レジ袋の売り上げの用途についても、国がその用途を限定しているわけではなく、事業者自らが判断できる。既にレジ袋有料化に取り組んでいる事業者の例を見ると、売り上げを環境保全活動や社会貢献活動に充てている

例も多く、消費者理解の観点からも、使途についても事業者が自主的に情報発信することを国として推奨している（資料2-3）。

なお、具体的な設定価格についてはこれまで自主的取組として先行実施している事業者の事例を、関係省庁が策定したレジ袋有料化に係るガイドラインの中で示している。これ

らの先行事例を見ると、1枚当たり2～3円であったとしても、レジ袋の辞退率は80%を超えている事例もあり、レジ袋の辞退率向上のためには必ずしも価格設定だけが重要な要素ではなく、声かけの推進やマイバッグ等の代替手段の提示も非常に重要であると思われる。


袋の価格設定と売上げの使途について

価格設定と売上の使途は、**事業者が自ら設定**

<留意点>

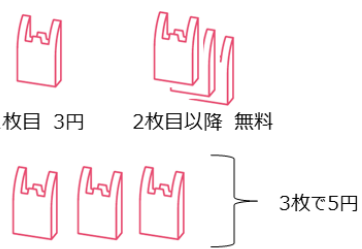
1. 商品との一体価格の表示
商品の価格とプラスチック製買物袋の価格を一体として表示する場合、プラスチック製買物袋の価格が明らかとなるように提示
2. 1円以上の価格設定
1枚当たり1円未満の価格設定は有料化には当たらない
3. 1枚ごとの値付け
複数枚のプラスチック製買物袋を提供する際、1枚ごとに代金を徴収

(例)



ハンバーガーセット ￥735
(レジ袋代¥5を含む)

(ダメな例)



1枚目 3円 2枚目以降 無料

3枚で5円

資料2-3：価格設定と売上げの使途について

3. 最後に

日本から毎年排出される廃プラスチックのうちレジ袋が占める割合は2%程度と言われており、プラスチックごみ全体の量から見ればごく僅かである。しかし、レジ袋は、我々の生活の中に深く浸透し、我々の生活の中にある使い捨てプラスチックを象徴するものと言える。今般のレジ袋有料化の真の目的は、レジ袋を有料化することではなく、そのレジ袋の有料化をきっかけに（レジ袋以外のものも含めて）使い捨てプラスチックに頼った国民のライフスタイル変革を促していくことである。国民の皆様にはこ

の制度趣旨を是非御理解いただき、不必要な使い捨てプラスチックの削減の御協力をお願いしたい。

また、レジ袋の排出抑制の取組は、これまでも地方自治体や環境意識の高い事業者等において実施されてきた。本年7月1日から全国一律でレジ袋有料化が開始されるが、引き続き、地方自治体や事業者等の皆様におかれては、それぞれの実情を踏まえ、レジ袋を始めとする使い捨てプラスチックの更なる排出抑制に向け、創意工夫ある取組を積極的に行っていただきたい。

東京国際空港航空機騒音調停申請事件 (平成28年(調)第10号事件)の終結について

公害等調整委員会事務局

1 事案の概要

本件は、東京国際空港（以下「本件空港」という。）近隣において事業を営む法人5名（申請人）から、国土交通大臣を相手方（被申請人）として、本件空港を離着陸する航空機を増便する旨の被申請人策定の計画案が実現すると、南風運用時の15時から19時までの間のうち3時間程度、A滑走路の北側から航空機の着陸が行われ、申請人らに対し、騒音等による被害が生じるとして、被申請人に対し、本件空港のA滑走路を一切の航空機の北側からの着陸に供用しないこと及び損害賠償金合計5億円を申請人らに支払うこと、予備的に、一切の航空機に対して、本件空港A滑走路の北側から着陸することを許可又は指示しないことを求めた事案です。



【国土交通省公表資料をもとに公害等調整委員会事務局が作成】

2 審理の経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに調停委員会を設け、18回の調停期日を開催するとともに、計画案が実現した場合の状況を推測するために、大阪国際空港周辺において現地調査を実施するなど、手続を進めた結果、令和2年1月31日、当事者双方の合意が整い、調停が成立し、本事件は終了しました。

【参考】手続経過	
平成28年9月9日	調停申請受付
平成29年1月27日	第1回調停期日 (以降、概ね1～3か月に一度の頻度で調停期日を実施)
平成30年3月26日	大阪国際空港周辺における現地調査
令和2年1月31日	第18回調停期日(本事件の調停が成立)

3 調停の概要

- 成立した調停の概要は、以下のとおりです。
- (1) 被申請人は、今般の飛行経路の見直しに当たり、下記について確認
 - ・周辺地域への影響を抑制するために被申請人が行う取組
 - ・A滑走路における航空機の運航の見通し
 - ・申請人ら周辺地域の航空機高度及び騒音レベルの見通し
 - (2) 被申請人は、本件見直しによる航空機の運航の開始後に、航空機による騒音の測定を行い、その結果を情報提供

4 本調停について

本件は、東京国際空港における航空機を増便のための飛行経路の見直しに伴う周辺地域への影響という、社会的関心の高い事例です。航空政策の一環としての飛行経路の見直しを必要とする被申請人と、それに不安を覚える申請人らとの間には意見の隔たりがありましたが、継続的に調停手続を行った結果、見直される飛行経路の運用開始前に調停が成立することとなりました。行政による申請人らの周辺地域における騒音測定やその結果の情報提供など、被申請人の取組や今後の騒音の見通しを飛行開始前に確認することを内容として、調停の成立に至ったものです。

公害等調整委員会の動き

(令和2年1月～3月)

公害等調整委員会事務局

1 審問期日の開催状況

月 日	期 日	開催地
2月3日	千葉市における室外機等からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件 第1回審問期日	東京
3月18日	千葉市における室外機等からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件 第2回審問期日	東京

2 公害紛争に関する受付・終結事件の概要

受付事件の概要

- 草津市における室外機等からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件
(令和2年(ゲ)第1号事件)

令和2年3月12日受付

本件は、申請人に生じた睡眠障害、頭痛、めまい、動悸、耳の痛み等の健康被害は、被申請人らの店舗用に設置された室外機、変電設備、クーリングタワーからの騒音・低周波音によるものである、との原因裁定を求めるものです。

- 神戸市における鉄道からの振動・騒音による財産被害等責任裁定申請事件
(令和2年(セ)第3号事件)

令和2年3月24日受付

本件は、被申請人が運行する特急等電車が通過するたびに振動及び騒音に暴露され、静穏の破壊、ストレス、安眠妨害等の精神的肉体的被害を受けており、また、振動・騒音により土地の価値が大幅に下落したとして、被申請人に対し、損害賠償金合計700万円等の支払を求めるものです。

終結事件の概要

- 兵庫県稲美町におけるほ場整備工事に伴う地盤沈下による財産被害責任裁定申請事件
(平成29年(セ)第8号事件)

① 事件の概要

平成29年12月11日、兵庫県稲美町の住民1人から、兵庫県を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。被申請人が実施した申請人宅西側におけるほ場整備工事を実施した際、法面を保護する工事を行わなかったため、申請人宅敷地の土が流出し、その結果、不同沈下が生じ、申請人宅の柱の傾き、タイルや壁のひび割れ等の被害が発生し、倒壊する可能性が高い状態となったことから、申請人宅と同程度の住宅を確保するため、被申請人に対し、損害賠償金7447万円の支払を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の現地審問期日を開催するとともに、ほ場整備工事と申請人宅の被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、委託調査、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、令和2年1月14日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

公害等調整委員会の動き

- 栗東市における林道工事に伴う水質汚濁による財産被害原因裁定申請事件
(平成 29 年 (ゲ) 第 5 号事件)

① 事件の概要

平成 29 年 10 月 31 日、滋賀県栗東市の錦鯉の養殖を行う法人から、栗東市を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人が経営する養鯉場において飼育していた錦鯉の大量死は、同養鯉場が取水をする河川の上流において、被申請人が事前に申請人に周知することなく林道及びその周辺の工事を実施し、同工事において使用した土質改良材の中和が不十分だったために強アルカリ性の水を発生させたことによるものである、との原因裁定を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1 回の現地審問期日を開催するとともに、工事による水質の変化と錦鯉の死因との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員 1 人を選任するなど、手続を進めた結果、令和 2 年 1 月 28 日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終了しました。

- 東京国際空港航空機騒音調停申請事件
(平成 28 年 (調) 第 10 号事件)

① 事件の概要

平成 28 年 9 月 9 日、東京国際空港(以下「本件空港」という。)近隣において事業を営む法人 5 名から、国土交通大臣を相手方(被申請人)として、公害等調整委員会に調停を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。本件空港を離着陸する航空機を増便する旨の被申請人策定の計画案が実現すると、南風運用時の 15 時から 19 時までの間のうち 3 時間程度、A 滑走路の北側からの航空機の着陸が行われ、1 時間当たり 14 機(4 分から 5 分に 1 機)程度の頻度で申請人らの事業所の上を航空機が飛ぶことになり、申請人らの人格権及び財産権に対し、受忍限度をはるかに超える甚大な被害が生じることが明白であるとして、被申請人に対し、主位的に、本件空港 A 滑走路を一切の航空機の北側からの着陸に供用しないこと及び損害賠償金合計 5 億円を申請人らに支払うこと、予備的に、一切の航空機に対して、本件空港 A 滑走路の北側から

着陸することを許可又は指示しないこと、を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに調停委員会を設け、調停期日を開催するとともに、現地調査の実施(計画案が実現した場合の状況を把握するため、大阪国際空港周辺において航空機騒音の測定調査の実施)等を行なうなど、手続を進めた結果、令和 2 年 1 月 31 日、第 18 回調停期日において、被申請人は、今般の本件空港における飛行経路の見直しにあたり、

① 周辺地域への影響を抑制するために被申請人が行う取組

② A 滑走路における航空機の運航の見直し

③ 申請人ら周辺地域の航空機高度及び騒音レベルの見直し

の点に関して確認するとともに、本件見直しによる航空機の運航の開始後に、航空機による騒音の測定を行い、その結果を情報提供することを内容とする調停が成立し、本事件は終了しました。

- 東大阪市における工場からの大気汚染・悪臭による健康被害等責任裁定申請事件
(平成 29 年 (セ) 第 9 号事件)

① 事件の概要

平成 29 年 12 月 12 日、大阪府東大阪市の住民 1 人から、精密機器製造販売会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人は、被申請人工場から発生する揮発性有機化合物や重金属を含むガス及び粉じんによる大気汚染及び悪臭に起因して化学物質過敏症を発症するなど、健康に不調を来すようになり、また、購入した住宅が臭気により居住不能となったことから、財産的損害及び精神的・肉体的苦痛に対する賠償として、被申請人に対し、損害賠償金 1400 万円の支払を求めたものです(その後、請求金額は 1057 万 7000 円に変更)。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、大阪府公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、2 回の現地審問期日を開催するとともに、被申請人工場が排出している物質と申請人の健康被害等との因果関係等に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員 1 人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査

等を実施するなど、手続を進めた結果、令和2年2月18日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終了しました。

○ **豊島区における建物改修工事に伴う大気汚染による財産被害原因裁定嘱託事件**
(平成30年(ケ)第2号事件)

① **事件の概要**

平成30年3月1日、公害紛争処理法第42条の32第1項の規定に基づき、東京地方裁判所から、原因裁定をすることの嘱託がありました。

嘱託事項は以下のとおりです。東京都住民93人(原告)の各所有建物の屋根等にさびや鉄粉の付着による塗膜の破損や発錆による腐食等の損傷被害が生じた原因は、建設会社(被告)が実施した小学校の外部鉄骨階段の改修工事をした際に大気中にさびや鉄粉を飛散させたことによるものであるかについて、原因裁定を求めたものです。

なお、その後、訴えの取下げ等により、原告数は64人と変更されました。

② **事件の処理経過**

公害等調整委員会は、本嘱託受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するとともに、被告が大気中に飛散させたさびや鉄粉と原告らの各所有建物の損傷被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、令和2年2月25日、原告ら所有建物のさびや鉄粉の付着による塗膜の破損や発錆による腐食等の損傷被害と被告が小学校の外部鉄骨階段の改修工事をした際に大気中にさびや鉄粉を飛散させたこととの間に因果関係は認められないとの裁定を行い、本事件は終了しました。

都道府県公害審査会の動き (令和2年1月～3月)

公害等調整委員会事務局

1. 受付事件の状況

事件の表示	事 件 名	受付年月日
東京都 令和2年(調)第1号事件	工場からの騒音・低周波音・振動被害防止請求事件	R2.3.2
岐阜県 令和2年(調)第1号事件	運送会社からの騒音等被害防止請求事件	R2.2.25
静岡県 令和2年(調)第1号事件	茶工場からの粉じん被害防止請求事件	R2.3.16
大阪府 令和2年(調)第1号事件	ゴム製品製造工場からの振動被害防止請求事件	R2.1.29
広島県 令和2年(調)第1号事件	鉄鋼会社からの大気汚染被害防止請求事件	R2.1.14
福岡県 令和2年(調)第1号事件	浄水場宅地造成工事に係る振動損害賠償請求事件	R2.2.5
福岡県 令和2年(調)第2号事件	菓子工場からの騒音被害防止請求事件	R2.3.16
沖縄県 令和2年(調)第1号事件	近隣作業場からの騒音被害防止請求事件	R2.2.20
沖縄県 令和2年(調)第2号事件	建設会社からの騒音被害防止請求事件	R2.3.3

2. 終結事件の概要

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
北海道 平成30年(調) 第2号事件 [水産加工品製造会社からの大気汚染被害防止請求事件]	北海道 住民1人	水産加工品製造会社	平成30年10月11日受付 被申請人の事業場における重油の使用により、黒煙と黒い煤が発生し、申請人宅の屋根や壁などが汚れ、長年のうちに腐食が発生している。よって、被申請人は重油を燃料としているが、これをプロパンガスに変更すること。	令和2年2月3日 調停申請取下げ 申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
神奈川県 令和元年(調) 第1号事件 [マンション建設工事禁止等請求事件]	神奈川県 住民9人	不動産会社 建設会社 神奈川県 (代表者 知事)	令和元年5月17日受付 本件マンション建設に伴い想定される土壤汚染の拡散や騒音、振動、粉塵及び風砂塩害、地盤沈下、眺望侵害の被害は社会通念上の受忍限度を超えており、しかも、本件事業者被申請人B社及び被申請人C社は、それらの被害について十分な説明も申請人への誠実な協議も行わず、被害を回避すべき対策も講じていないことから、本件被害が生じるおそれのある地域周辺で長年享受されてきた海と緑に囲まれた良好な生活環境を大きく損なうことが考えられる。よって、(1)被申請人B社及び被申請人C社はマンション建設予定地においてマンションの建設工事及びそれに付随する造成、掘削工事をしてはならない、(2)被申請人B社及び被申請人C社は上記事業活動が行われる場所において、土壤汚染対策法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく土壤汚染の詳細調査を行い、その結果を速やかに公開し、土壤汚染被害が申請人を含む周辺住民に及ぶおそれのない土壤汚染対策を行わなくてはならない、(3)被申請人B社及び被申請人C社は上	令和2年2月28日 調停打ち切り 調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			<p>記事業活動につき、申請人にマンションの建設による騒音、振動、粉塵及び風、砂、塩害、地盤沈下、眺望侵害等の被害が及ばないように、計画を変更しなければならない、(4)被申請人神奈川県知事は上記の請求事項が行われるよう、被申請人B社及び被申請人C社を監督指導しなければならない。</p>	
<p>岐阜県 平成30年(調) 第1号事件</p> <p>[ゴム製品製造工場からの騒音等被害防止請求事件]</p>	<p>岐阜県 住民1人</p>	<p>ゴム製品等製造会社</p>	<p>平成30年8月8日受付</p> <p>被申請人は、工場建設以降現在に至るまで、悪臭、騒音、振動を出し続けている。騒音、振動により不眠症を発症し、10年来にわたって睡眠薬の服用を余儀なくさせられており、またこの騒音と悪臭により、申請人所有の不動産の価値が毀損されている。よって、(1)被申請人は、当工場が排出する悪臭を止めること、(2)被申請人は、当工場が出す騒音、振動を受忍限度内に収めること、(3)被申請人は、当工場の深夜の操業を止めること（現在は24時間操業であり、深夜の振動音は極めて不快）、(4)現在の日曜日だけの休業に土曜日、祭日も加えること、(5)被申請人は、申請人に対し慰謝料（50年の長きにわたって与え続けた苦痛相当分）を支払うこと、(6)被申請人は、申請人に対し申請人の所有不動産の毀損分を支払うこと、(7)被申請人は、申請人宅の環境が受忍限度内におさまるまで、毎月迷惑料を支払うこと。</p>	<p>令和2年3月23日 調停成立</p> <p>調停委員会は、6回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。</p>

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
三重県 令和元年(調) 第1号事件 [金属加工工場からの騒音・振動問題調整事件]	金属加工会社	三重県 住民1人	令和元年12月3日受付 被申請人から、申請人工場において稼働しているプレス機からの振動及び騒音により被害を受けているといった苦情が寄せられている。これまで、被申請人からの苦情について、当事者間で話し合いを行ってきたが、調停による解決を図りたい。よって、申請人と被申請人との間の紛争を調整する。	令和2年2月13日 調停打ち切り 調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
京都府 令和元年(調)第 2号事件 [近隣店舗からの悪臭被害防止請求事件]	京都府 住民1人	京都府 住民1人	令和元年7月9日受付 被申請人の飲食店店舗はC通りに面する7階建てマンションの1階にあり、その調理場からの排気は道路に面した排気口から排出され、その臭気が店舗前面及び上に向けて拡散している。また、時には、店舗前で顧客らが喫煙することがあり、そのタバコ臭も拡散している。なお、この排気は店舗の奥にある二箇所の調理場から天井に配管されたダクトを通じて排出されているものであるが、何らの防臭、脱臭装置も設置されていない。申請人は、住宅地にある分譲マンションの区分所有者であり、平成22年5月から同室に居住している。被申請人は、平成29年3月から飲食店を開業したが、以来、被申請人の店舗からの調理の臭いに苦しみ、道路に面したベランダに出ることは出来ず、また、開口部を開けること、洗濯ものを干すことも出来ず、また調理臭は換気口から部屋にも侵入し、当初は我慢していた。しかし、平成30年11月頃からは、不眠・緊張が続くことで日常生活にも支障を来	令和2年3月24日 調停成立 調停委員会は、6回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。

都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			すようになっており、医師からはその症状の原因は臭いによる環境因である可能性が高いと言われている。よって、被申請人の店舗の調理場から排出される煙、臭いについて店舗の前面からの排出を変更するか、強力な防臭・脱臭装置の設置することを求める。	
京都府 令和元年(調) 第3号事件 [グラウンドからの騒音被害防止請求事件]	京都府 住民1人	京都府 (代表者 知事)	令和元年7月12日受付 B高校野球部員の声やバッティング音等がうるさくて、窓が開けられない、家で勉強や読書をする事ができない、頭が痛くなる等、生活に支障を生じている。よって、(1)B高校グラウンド南東のバッティング練習用のゲージをグラウンド北側に移動すること、(2)B高校グラウンドに防音設備をつけること、(3)B高校グラウンド東側の野球部の練習をグラウンドの北側で行うようにすること、(4)申請人の室内で練習の声/音が聞こえないようにすること、(5)B高校長は責任を持って部下及び生徒の指導と管理をすること。	令和2年2月19日 調停打切り 調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
大阪府 令和元年(調) 第1号事件 [水産物加工工場騒音等被害防止請求事件]	大阪府 住民1人	水産物加工会社2社	令和元年5月17日受付 申請人は約3年前から、認知症の実母らを支援するため、被害発生地域に所在する実家に週の半分程度寝泊まりをしているが、被申請人らが深夜に発生させる作業音等に悩まされている。これまで直接、苦情を申し出たり、市役所に指導を求めてきたが、騒音が改善されない。よって、被申請人らは、(1)申請人が平穏な社会生活が営めるように防音設備を設置する等の対策を講じなければならない、(2)騒音を伴う作業については午前10	令和2年2月17日 調停打切り 調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			時から午後8時までとし、付近住民の睡眠を妨げるようなことがあってはならない。	
大阪府 令和元年(調) 第5号事件 [金属加工工場騒音被害防止請求事件]	大阪府 住民2人	金属加工 会社	令和元年10月8日受付 被申請人は平成27年1月頃から上記住所で設備製造を営んでいるが、ハンマー、グラインダー等の工具や門型クレーン等による騒音が酷く、申請人らは窓を開けることができないなどの被害を受けている。申請人らはこれまで、直接被申請人会社に対策を講じるよう要望したり、市役所も含めた三者で申請人ら住居の防音対策工事について話し合いを行うなどしてきたが、合意には至らなかった。よって、被申請人は(1)騒音について規制基準内にするよう防音対策を講じなければならない、(2)作業時間を午前8時から午後6時までとし、休日に騒音が発生する作業をしてはならない、(3)これらの措置を講じない場合は、申請人宅において既に実施した防音対策工事の費用を負担しなければならない。	令和2年2月26日 調停申請取下げ 申請人は、都合により、調停申請を取下げたため、本件は終結した。
兵庫県 令和元年(調) 第2号事件 [マンション建設工事に係る大気汚染損害賠償請求事件]	兵庫県 住民2人	建設会社	令和元年9月2日受付 新築マンション建設工事に伴って、化学物質が舞うことにより、化学物質過敏症の症状が悪化しないよう、自宅から一時退避する必要がある。よって、新築マンション建設工事に伴う大気汚染公害に対する安全確保のための金銭的補償420万円の支払を求める。	令和2年2月28日 調停打ち切り 調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
島根県 令和元年(調)第 1号事件 [太陽光発電所騒音被害防止請求事件]	島根県 住民1人	太陽光発電所の設計・建設工事・施工管理会社	令和元年6月13日受付 被申請人B社は、Cメガソーラーを営んでおり、そこから発生する騒音により、申請人は、心理的・感覚的被害を受けている。よって、被申請人B社は、(1)Cメガソーラー発電所から発生する騒音を低減させること、(2)申請人に事前説明の上、申請人の住宅周辺及びCメガソーラー太陽光発電所周辺にて計量証明機関による騒音調査を実施すること、(3)(2)の結果に基づき、周辺に対する騒音の影響を再評価すること、(4)(3)の結果に基づき、騒音を低減する措置を行うこと、(5)(4)の措置を実施する前に申請人に対して丁寧に説明し、了解を得ること、(6)騒音の低減措置が十分でない場合、夜間、変圧器への通電を停止させる等の抜本的な措置を取ること。	令和2年2月25日調停打ち切り 調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
大分県 令和元年(調)第 1号事件 [コインランドリーからの騒音等被害防止請求事件]	大分県 住民2人	コインランドリー経営会社	令和元年8月22日受付 申請人らは、申請人らの住所地の道路を隔てて向かい側にある被申請人B社が運営するコインランドリーの稼働によって発生する騒音及び悪臭により、不眠症・精神的不安定となった。よって、コインランドリーの稼働によって発生する騒音及び悪臭について、仮に騒音と悪臭が法律違反であれば、被申請人B社が費用を負担して騒音防止、悪臭防止措置を講じてほしいが、法律違反でなければ、費用は申請人らが負担し、双方が納得した施工方法で、騒音防止及び悪臭防止の措置を講じさせてほしい。	令和2年3月9日調停打ち切り 調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

(注) 上記の表は、原則として令和2年1月1日から令和2年3月31日までに各都道府県公害審査会等から当委員会に報告があったものを掲載しています。

● リーフレット「騒音や悪臭などでとてもお困りの方へ」を改訂しました

公害紛争処理制度に関するリーフレット「騒音や悪臭などでとてもお困りの方へ」を改訂しました。ご活用ください。

https://www.soumu.go.jp/main_content/000681109.pdf



● 全国の公害苦情相談窓口をホームページに掲載しました

全国の市区町村及び都道府県の公害苦情相談窓口をホームページに掲載しました。公害でお困りになったら、お住まいの市区町村又は都道府県の公害苦情相談窓口の相談員にご相談ください。

https://www.soumu.go.jp/kouchoi/complaint/soudan_madoguchi.html



● 政府広報テレビ番組で公害苦情相談窓口を紹介しました

政府広報テレビ番組「徳光&木佐の知りたいニッポン！」(BS-TBS)の冒頭コーナー「ピックアップ!～霞が関からのお知らせ～」において、暮らしの中の公害でお困りの方の助けとなる公害苦情相談窓口について紹介しました。

<https://www.gov-online.go.jp/pr/media/tv/kasumigaseki/movie/20200307.html>



ちょうせい

第101号 令和2年5月

編集 総務省公害等調整委員会事務局
〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-1-1
中央合同庁舎第4号館

内容等のお問い合わせ先 総務課広報担当
Tel : 03-3581-9601 (内線 2315)
03-3503-8591 (直通)
Fax : 03-3581-9488
E-mail : kouchoi@soumu.go.jp

※本誌に掲載した論文等のうち、意見にわたる部分は、それぞれ筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

近隣騒音や建築工事による騒音・振動に

伴う被害なども

公害紛争処理の対象になります

紛争を解決するには、まずは相談を



公害紛争処理制度に関する相談窓口

詳しくはこちらへ

公害等調整委員会

検索

総務省公害等調整委員会事務局

公調委 公害相談ダイヤル

TEL 03-3581-9959

月～金曜日 11:00～12:00、13:00～16:00
(祝休日及び12月29日～1月3日は除く。)

FAX.03-3581-9488

e-mail. kouchoi@soumu.go.jp

URL. <https://www.soumu.go.jp/kouchoi/>

